

第 3 回専門委員会における指摘事項への対応

【廃棄物中の 1,4-ジオキサン濃度等に係る実態調査について】

指摘事項・意見	対応
<p>①普通の一般廃棄物の焼却場でも、破碎選別物を一緒に燃やすとジオキサンが出てくるという論文もあり、チェックする必要があると思われる。(小野委員)</p>	<p>ご提供いただいた論文によると、廃プラスチック（発泡スチロール）から溶出される可能性について示唆されておりましたが、濃度が予定している基準値未満と考えられることや、実態調査からは検出されなかったことを踏まえ、廃プラスチックについては特管への指定を見送りたいと考えています。</p>
<p>②いわゆる燃えやすい廃油以外の廃油も、すべて特管物になるということによいか。(酒井委員長)</p>	<p>政令で定める有害物質を含む廃油につきましては、発生施設を規定しております。当該施設から発生したものかつ当該有害物質を含む廃油はすべて、濃度にかかわらず特別管理産業廃棄物の廃油になります。</p>
<p>③廃プラスチックと称している蒸留残さと塗料の固化物が、産業廃棄物の分類上適切かどうか、発生元にも確認をしながら整理をいただきたい。(酒井委員長、中杉委員、小野委員、松藤（康）委員)</p>	<p>各業界団体に確認したところ、廃プラスチックではなく廃油として処分されているとの回答がありました。</p>
<p>④廃棄物の種類ごとに特管物の項目を変えるということによいのか。(松藤（敏）委員)</p>	<p>行政効率性や無用な負担を社会にかけることを回避するという観点から、検出されない廃棄物については特管の指定を行っておりません。</p>
<p>⑤埋立処分が問題であれば、埋立に関して規制をすれば、特管物として加える必要がないのではないのか。(松藤（敏）委員)</p>	<p>埋立に関して管理することはもちろんですが、その保管や収集運搬についても管理が必要と考えられることから、特管物として指定するものであります。</p>
<p>⑥既に廃油は特管物であり、その基準をこの廃酸とか廃アルカリと同じように設定するということか。(佐々木委員)</p>	<p>ジオキサンについては現在、特管物ではなく、今回追加するものであります。</p>

<p>⑦塩ビモノマーについては今回対象としないということでよいか。(佐々木委員)</p>	<p>塩ビモノマーについては対象としません。</p>
<p>⑧塩ビモノマーが公共水域から基準を超えて検出された例があり、事故的な話で、工場の中に廃棄物まがいのものが入っていたことが原因であったと聞いている。確認しておくよ。 (中杉委員)</p>	<p>当時の資料を確認したところ、過去に当時の指針値を超過した事例はありますが、現在は対策が取られております。</p>